

反社会的勢力との関係遮断に関する規則Q & A 第2版

令和 7 年 5 月 30 日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

	質 問	本協会の考え方
①	「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」(以下「規則」という。)第5条第1項では、「正会員及び電子募集会員は、顧客との間で初めて自己募集その他の取引等を行おうとするときは、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けなければならない。」としておりますが、正会員及び電子募集会員が私募の取扱いに関し、顧客に取得勧誘を行う場合に当該顧客が登録金融機関や上場会社である場合にも、確約を受ける必要があるか。	私募の取扱いに関し、顧客に取得勧誘を行う場合にも、当該顧客から反社勢力でない旨の確約を受ける必要があります。 また、「顧客」については、規則上、その属性、分類を定めていないことから、仮に登録金融機関や上場会社であったとしても確約を受ける必要があると考えます。 なお、規則第5条第1項但し書きに規定のとおり、既に、例えば、有価証券の売買その他の取引等に係る口座を開設の際に、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けていた場合などについては、再度、確約を受ける必要はありません。 その他、同条第2項にあるとおり、正会員及び電子募集会員において、顧客が私募を行う業者(以下「営業者」という。)と締結する取引契約書又は取引約款等において反社会的勢力でない旨の表明又は確約したことを確認した場合はこの限りではありません。
②	規則第6条では、「正会員及び電子募集会員は、顧客との間で自己募集その他の取引等を行う場合は、次の各号に定める事項を契約書又は取引約款等に定めなければならない。」としておりますが、正会員及び電子募集会員が私募の取扱いに関し、顧客に取得勧誘を行う場合には、投資者と正会員の間に何ら契約が存在しない場合が考えられます。そのような場合に、第6条の適用はないと考えることは可能か。	規則第6条の契約書等への暴排条項の記載については、ご質問のケースのように正会員及び電子募集会員と顧客との間に取引に関する契約書等が存在しない場合には、本規定は適用いたしません。 ただし、営業者と顧客との間の出資契約における暴排条項の規定は、反社勢力でないことの確約との組み合わせにより営業者側にとっての有効な反社勢力の排除の方策となるものと考えられます。

以 上